



# 宮 崎 県 公 報

令和元年5月23日(木曜日) 第6号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( “ ) 1
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(2件)(建築住宅課) 2

### 公 告

- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然環境課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

頁

- 町村の意見……………(商工政策課) 3
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……………( “ ) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 4
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(水産政策課) 4
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 8
- 入札公告……………8
- 正 誤
- 平成31年4月1日付け県公報(第3085号)目次中……………9

## 告 示

### 宮崎県告示第42号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 介護保険事業所番号  | 指定居宅サービス事業所     |                       | 指定居宅サービス事業者            |                       | 指定年月日     | サービスの種類  |
|------------|-----------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------|----------|
|            | 名称              | 所在地                   | 名称                     | 主たる事務所の所在地            |           |          |
| 4562090144 | ナーシングセンター・オーシャン | 宮崎県児湯郡新富町新田3693-1     | 有限会社安中工業               | 宮崎県宮崎市佐土原町下田島8617番地   | 平成31年4月1日 | 訪問看護     |
| 4570302713 | デイサービスあくた南店     | 宮崎県延岡市下伊形町2番地334      | 株式会社カイホウ               | 宮崎県延岡市無鹿町一丁目2148番地    | 平成31年4月1日 | 通所介護     |
| 4570900508 | ヘルパーステーション京町温泉  | 宮崎県えびの市亀沢272番地        | 社会福祉法人さつき会             | 宮崎県えびの市亀沢392番地5       | 平成31年4月1日 | 訪問介護     |
| 4571701160 | うぇりんぐデイサービスココ   | 宮崎県北諸県郡三股町樺山1153番地4   | 特定非営利活動法人うぇりんぐケアセンター宮崎 | 宮崎県北諸県郡三股町樺山1321番地2   | 平成31年4月1日 | 通所介護     |
| 4571901067 | ケアサポーターアイビー     | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 社会福祉法人慶明会              | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 平成31年4月1日 | 特定福祉用具販売 |
| 4571901067 | ケアサポーターアイビー     | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 社会福祉法人慶明会              | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 平成31年4月1日 | 福祉用具貸与   |

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第43号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和元年5月23日

| 介護保険事業所番号  | 指定介護予防サービス事業所 |                       | 指定介護予防サービス事業者 |                       | 指定年月日     | サービスの種類      |
|------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------|-----------|--------------|
|            | 名称            | 所在地                   | 名称            | 主たる事務所の所在地            |           |              |
| 4571901067 | ケアサポーターアイビー   | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 社会福祉法人慶明会     | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 平成31年4月1日 | 介護予防福祉用具貸与   |
| 4571901067 | ケアサポーターアイビー   | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 社会福祉法人慶明会     | 宮崎県東諸県郡国富町岩知野字明久357番地 | 平成31年4月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

**宮崎県告示第44号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名   | 区間                                    | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) |       | 延長(メートル) |
|------|-------|-------|---------------------------------------|------|-------------|-------|----------|
|      |       |       |                                       |      | 旧           | 新     |          |
| 44   | 県道    | 宮崎高鍋線 | 宮崎市大字広原字下山田5522番地先から同市同大字同字5491番1地先まで | 旧    | 18.7~71.3   | 244.5 |          |
|      |       |       |                                       | 新    | 16.6~58.0   | 244.5 |          |

**宮崎県告示第45号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月23日から同年6月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名     | 区間                                       | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) |       | 延長(メートル) |
|------|-------|---------|--|------|-------------|-------|----------|
|      |       |         |  |      | 旧           | 新     |          |
| 324  | 県道    | 札の元佐土原線 | 西都市大字鹿野田字五節句122番1地先から同市同大字字山之後2954番4地先まで | 旧    | 8.7~39.9    | 715.6 |          |
|      |       |         |  |      | 13.0~57.1   | 640.0 |          |
|      |       |         |  | 新    | 13.0~57.1   | 640.0 |          |

**宮崎県告示第46号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 指定番号       | 申請者氏名 | 位置                                     | 道路の概要(メートル) |       | 指定年月日      |
|------------|-------|--|-------------|-------|------------|
|            |       |  | 幅員          | 延長    |            |
| (高鍋)2019-2 | 村上洋子  | 児湯郡都農町大字川北字新別府原1174番22、1174番24、1174番25 | 4.05        | 26.18 | 平成31年4月18日 |

**宮崎県告示第47号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 指定番号       | 申請者氏名            | 位置               | 道路の概要(メートル) |       | 指定年月日      |
|------------|------------------|------------------|-------------|-------|------------|
|            |                  |                  | 幅員          | 延長    |            |
| (西都)2019-1 | 西都農業協同組合代表理事平島善範 | 西都市大字右松字嶋畑 317番5 | 5.00        | 24.99 | 平成31年4月24日 |
|            |                  | 西都市大字右松字嶋畑 317番9 | 5.00        | 24.82 |            |

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 事業者の名称  
株式会社マツダコーポレーション
- 事業者の住所  
延岡市松原町4丁目8931番地2
- 事業者の代表者の氏名  
松田 秀人

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ延岡店  
延岡市緑ヶ丘一丁目2番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ホームワイド緑ヶ丘店  
(変更後) ケーズデンキ延岡店
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
株式会社セリア 代表取締役 河合宏光  
岐阜県大垣市外濠二丁目38番地  
株式会社ナガノ 代表取締役 長野洋二郎  
大分県大分市弁天一丁目6番45号  
(変更後) 九州ケーズデンキ株式会社 代表取締役 坂下陽一  
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 変更の年月日
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
平成31年4月20日
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成30年5月25日
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成31年4月20日
- 5 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更があったため
- 6 届出年月日  
令和元年5月8日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年5月23日から令和元年9月24日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年5月23日から令和元年9月24日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都農町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル都農店  
児湯郡都農町大字川北字上助代5474番1 外12筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成31年3月26日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和元年5月23日から令和元年6月24日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、鹿野田土地改良区(西都市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名   | 住 所            |
|-----|-------|----------------|
| 監 事 | 宮 原 敏 | 西都市大字下三財 801番地 |

(任期：令和2年3月31日まで)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次

のとおり届出があった。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所            |
|----|------|---------------|
| 監事 | 緒方義弘 | 西都市大字三宅8937番地 |

(任期：令和4年3月29日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所            |
|----|------|---------------|
| 監事 | 児玉純則 | 西都市大字三宅7282番地 |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岡富土地改良区(延岡市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所              |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 黒田啓睦 | 延岡市日の出町1丁目16番地7 |
| 理事 | 山口頼久 | 延岡市日の出町1丁目21番地7 |
| 理事 | 矢北由照 | 延岡市川原崎町1552番地3  |
| 理事 | 草野英紀 | 延岡市瀬之口町2丁目2番地2  |
| 理事 | 浅野賢治 | 延岡市桜園町77番地      |
| 監事 | 宮井一好 | 延岡市川原崎町1604番地2  |
| 監事 | 甲斐千年 | 延岡市日の出町1丁目5番地12 |

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

| 役名 | 氏名   | 住所              |
|----|------|-----------------|
| 理事 | 黒田啓睦 | 延岡市日の出町1丁目16番地7 |
| 理事 | 山口頼久 | 延岡市日の出町1丁目21番地7 |
| 理事 | 矢北由照 | 延岡市川原崎町1552番地3  |
| 理事 | 草野英紀 | 延岡市瀬之口町2丁目2番地2  |
| 理事 | 浅野賢治 | 延岡市桜園町77番地      |

|    |      |                 |
|----|------|-----------------|
| 監事 | 甲斐千年 | 延岡市日の出町1丁目5番地12 |
| 監事 | 宮井一好 | 延岡市川原崎町1604番地2  |

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大淀川左岸土地改良区(宮崎市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

| 役名 | 氏名    | 住所             |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 壹岐富美雄 | 宮崎市大字小松2484番地2 |

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第14位(平成28年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。  
 なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

|                       |           |          |          |
|-----------------------|-----------|----------|----------|
| 第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量 |           | 平成30年    | 平成31年    |
|                       | まさば及びごまさば | 37,500トン |          |
|                       | まいわし      | 47,500トン | 65,000トン |
|                       | まあじ       | 若干       | 若干       |

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

また、「平成30年」のまさば及びごまさばの知事管理量については、37,500トンのうち4,500トンを県留保枠として定める数量とするが、管理期間中の本県の漁獲量が県留保枠として定める数量を差し引いた知事管理量の7割に到達した時点で、本県の知事管理量は県留保枠として定める数量全量を加えて得た数量とする。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

|                                |                  |          |          |
|--------------------------------|------------------|----------|----------|
| 採捕の種類<br>第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量 | 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 |          |          |
|                                |                  | 平成30年    | 平成31年    |
|                                | まさば及びごまさば        | 36,464トン |          |
|                                | まいわし             | 47,177トン | 64,578トン |
|                                | まあじ              | 若干       | 若干       |

(注) 「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。「平成31年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成31年7月から平成32年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1

月から平成31年12月までである。

なお、「平成31年」のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

また、「平成30年」のまさば及びごまさばの採捕の種類別に定める数量については、36,464トンのうち4,500トンを県留保枠として定める数量とするが、管理期間中の本県の漁獲量が県留保枠として定める数量を差し引いた知事管理量の7割に到達した時点で、本県の採捕の種類別に定める数量は県留保枠として定める数量全量を加えて得た数量とする。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の

充実・強化を更に進めることとする。

- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第5管理期間(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

| 区分                        | 知事管理量  | 留保する量             |
|---------------------------|--------|-------------------|
| 30キログラム未満のもの(以下「小型魚」という。) | 13.4トン | うち 1.5トンを本県の留保とする |
| 30キログラム以上のもの(以下「大型魚」という。) | 14.6トン | うち 1.5トンを本県の留保とする |

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

| 採捕の種類        | 小型魚   | 大型魚    |
|--------------|-------|--------|
| 本県の漁船漁業等の割当量 | 8.3トン | 11.6トン |
| 本県の定置漁業の割当量  | 3.6トン | 1.5トン  |

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当することとし、期間別の割当量が変更したときは、速やかに公表し、各漁業協同組合へ通知する。

| 採捕の期間              |         | 漁船漁業等 | 定置漁業  |
|--------------------|---------|-------|-------|
| 本県の採捕の種類別の割当量(小型魚) |         | 8.3トン | 3.6トン |
| うち                 | 4月～6月   | 1.9トン | 0.9トン |
|                    | 7月～9月   | 1.3トン | 0.6トン |
|                    | 10月～12月 | 1.1トン | 1.0トン |
|                    | 1月～3月   | 4.0トン | 1.1トン |

| 採捕の期間              |        | 漁船漁業等  | 定置漁業  |
|--------------------|--------|--------|-------|
| 本県の採捕の種類別の割当量(大型魚) |        | 11.6トン | 1.5トン |
| うち                 | 4月～9月  | 10.8トン | 0.9トン |
|                    | 10月～3月 | 0.8トン  | 0.6トン |

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

| 採捕の種類 | 報告基準  |
|-------|---|
| 漁船漁業等 | 割当量の8割を消化するまで<br>1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕<br>割当量の8割を超えて消化した場合<br>1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕   |
| 定置漁業  | 割当量の8割を消化するまで<br>1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕<br>割当量の8割を超えて消化した場合<br>1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕 |

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合(以下「所属漁業協同組合」という。)に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

| 漁業種類  | 緊急の管理措置   |
|-------|---|
| 漁船漁業等 | 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。<br>本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。 |
| 定置漁業  | 当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。<br>本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。                         |

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量(留保の数量を含む。)の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを採捕の上限とし、80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを採捕の上限とし、40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 協定の締結について

県は、法第13条第2項の規定に基づく協定の締結に向け、各漁業協同組合と検討準備を進める。

(5) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について  
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第5管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

| 第2管理期間超過量合計 | 第3・第4管理期間期の差し引き済み数量 | 第5管理期間期の差し引き数量 | 第3管理期間の未消化数量による繰り上げ返済数量 | 第5管理期間の資源評価調査のための充当数量 |
|-------------|---------------------|----------------|-------------------------|-----------------------|
| 24.6トン      | 5.4トン               | 2.9トン          | 1.4トン                   | 0.2トン                 |

表2 第5管理期間以降の本県の小型魚の漁獲可能数量の表

|               | 本県全体の差し引き数量 | 差し引き後の本県漁獲可能数量 |
|---------------|-------------|----------------|
| 第5管理期間(2019年) | 2.9トン       | 11.8トン         |

|                    |       |        |
|--------------------|-------|--------|
| 第6管理期間<br>(2020年)  | 2.9トン | 11.8トン |
| 第7管理期間<br>(2021年)  | 2.9トン | 11.8トン |
| 第8管理期間<br>(2022年)  | 2.9トン | 11.8トン |
| 第9管理期間<br>(2023年)  | 2.9トン | 11.8トン |
| 第10管理期間<br>(2024年) | 2.9トン | 11.8トン |
| 第11管理期間<br>(2025年) | 1.8トン | 12.9トン |

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び名称                     |
|--|--------------------------------------|
| 児湯郡川南町大字平田字元原6655番5、字通山6621番3、6626番24、6627番45、6621番2の一部、6626番21の一部 | 宮崎市花ヶ島町鴨の丸829番地1<br>宮崎くみあいチキンフーズ株式会社 |

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和元年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 細島港曳船作業等業務(以下「本業務」という。)
- (2) 特定役務の特質等 細島港曳船作業等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)及び入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和元年8月1日から令和4年7月31日まで
- (4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。
  - ア 名称 細島港
  - イ 所在地 日向市大字日知屋
- (5) 入札方法 本業務について入札を実施する。入札金額は、委託料1月当たりの単価に委託期間月数を乗じた金額を記載すること(記載方法については、入札書を確認すること。)。
 

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該

金額の、令和元年8月1日から令和元年9月30日までの委託期間に係るものについては100分の8に相当する金額を、令和元年10月1日以降の委託期間に係るものについては100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の、令和元年8月1日から令和元年9月30日までの委託期間に係るものについては108分の100に相当する金額を、令和元年10月1日以降の委託期間に係るものについては110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(入札書の内容は、委託期間全体の総額を記載すること。)

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1(3)の委託期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
  - イ 仕様書に定める海技士の有資格者を運航要員とすることができる者であること。
  - ウ 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年6月7日午後5時までに5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

- 3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
  - (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208
  - (2) 申請書類の受付期間 令和元年5月23日から令和元年5月30日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が間に合わないことがある。
 

なお、入札に間に合わないと認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課 宮崎県日向市大字日知屋宇新開17371-2 郵便番号883-0062 電話番号0982(52)5366
- (2) 期間 令和元年5月23日から令和元年6月7日まで(土曜日

及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

#### 6 入札説明書及び仕様書の交付場所等

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所総務課
- (2) 期間 令和元年5月23日から令和元年6月7日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) その他 設計図書は、宮崎県北部港湾事務所総務課において、8の入札参加資格確認の結果の通知日以後、入札執行日の前日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)、入札参加資格があると認められた者に、実費相当額徴収の上で交付する。

#### 7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所 2階会議室
- (2) 日時 令和元年5月28日午後2時

#### 8 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和元年6月19日までに通知する。

#### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県北部港湾事務所
- (2) 提出期限 令和元年7月22日午後2時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。ただし、送付による場合は、5(1)の場所に令和元年7月19日午後5時までに必着のこと。

#### 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県北部港湾事務所 2階会議室
- (2) 日時 令和元年7月22日午後2時

#### 11 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。)第100条の規定による。

#### 12 入札の無効に関する事項

規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (3) 提出書類において不正があった入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

#### 13 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

ただし、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

#### 14 調査基準価格

調査基準価格を下回った場合は、次の調査内容をもって落札者の判断を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 契約対象業務箇所と入札者の事務所等の関連

(4) 手持曳船の状況

(5) 労働者の具体的配給見通し

(6) 過去に委託した業務の成績

(7) 信用状況

#### 15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県北部港湾事務所総務課

#### 16 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 17 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 18 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Tug-boat operation in Hososhima Port

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for examination: 5:00 P.M. 7 June 2019

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M. 22 July 2019 (tenders submitted by post 5:00 P.M. 19 July 2019)

(4) Contact point: Northern Area Port Authority Office, Miyazaki Prefectural Government, 17371-2 Shinkai Hichiya, Hyuga City, 883-0062, Japan, TEL: 0982-52-5366

## 正 誤

平成31年4月1日付け県公報(第3085号)目次中

| ページ | 段 | 行  | 誤           | 正           |
|-----|---|----|-------------|-------------|
| 1   | 左 | 15 | 歳入の徴収の事務の委託 | 歳入の収納の事務の委託 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|